

農薬を
使用する
皆様へのお願い

農薬の飛散による 被害の発生を防ぎましょう

学校・保育所・病院・公園・住宅地などにおける植物の管理や、
住宅地近くの家庭菜園・ガーデニングなど^(※)の管理には、
子どもや住民の健康に影響を及ぼすことのないよう、十分に配慮をしてください。

※自宅の庭木や生け垣、市民農園、駐車場なども含みます。

御近所に迷惑をかけていませんか？

●できるだけ農薬を使わない管理を心がけましょう

- ・日頃からよく観察し、病害虫や雑草の早期発見に努めましょう。
- ・病害虫に強い樹木や品種を選んだり、人手による害虫の捕殺や被害を受けた部分の除去、機械での除草などを優先しましょう。

●農薬のスケジュール散布はやめましょう

- ・病害虫の発生や被害を確認せずに、定期的に農薬を散布することはやめましょう。

●やむを得ず農薬を使用する場合は農薬の飛散防止に努めましょう

- ・散布は必要最小限の部位及び区域に留めましょう。
- ・散布は近隣に影響の少ない天候（無風・弱風）や時間帯を選んで行いましょう。
- ・特に近くに学校や通学路がある場合は、子どもに影響が出ないように十分に注意しましょう。
- ・粒剤など飛散が少ない農薬を使う、動力噴霧器の圧力を上げすぎないなど飛散を防止する工夫をしましょう。
- ・散布作業中は、風向きやノズルの向きなどに注意しましょう。

●農薬に敏感な方に配慮しましょう

- ・農薬に敏感な方が近くにお住まいではありませんか？農薬に敏感な方に十分配慮しましょう。

●農地においても、農薬使用の回数や量の削減に努めましょう

- ・病害虫に強い作物や品種を選定し、適切な土づくりや施肥により健全な作物を栽培しましょう。
- ・防虫網の設置等物理的な防除を優先して行い、定期的・全面散布にこだわらず、必要な量の散布に努めましょう。



農薬を使用する場合に守るべきこと

●ラベルに記載された内容を厳守して使用しましょう

- ・農薬容器のラベルには、その農薬を安全・効果的に使うために必要な事項が記載されています。記載されている適用作物、使用量、使用濃度、使用時期、使用回数および注意事項を厳守して使用しましょう。

●散布前に周囲の方へお知らせしましょう

- ・周囲に住んでいる方などへ、散布目的や散布日時、農薬の種類などを事前にお知らせしましょう。

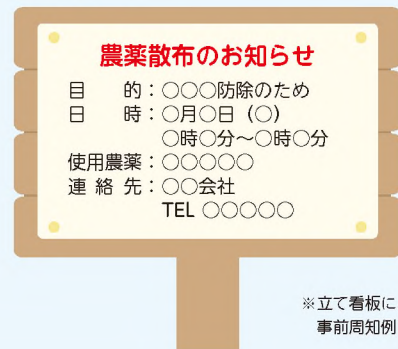


●散布区域に人が入らないよう対策を行いましょう

- ・看板による表示などを行い、散布区域に気づかず人が立ち入ることのないように配慮しましょう。

●農薬を適正に保管しましょう

- ・農薬は安全な場所に鍵をかけて保管し、盗難・紛失の防止に努めましょう。



※立て看板による
事前周知例

根拠法令等

- ・農薬取締法・農薬を使用する者が遵守すべき基準を定める省令（平成15年農林水産省・環境省令第5号）
- ・住宅地等における農薬使用について（平成25年農林水産省・環境省通知）

●農薬に関する情報および飛散防止に関する情報が入手できるホームページ

「農薬コーナー（農林水産省）」

<https://www.maff.go.jp/j/nouyaku/>



●農薬の適用内容の確認ができるホームページ

「農薬登録情報提供システム（農林水産省）」

<https://pesticide.maff.go.jp/>



●環境における農薬のリスク評価・管理に関する情報が入手できるホームページ

「農薬対策関係（環境省）」

<https://www.env.go.jp/water/noyaku.html>



このリーフレットについて
のお問合せ先

- ・千葉県農林水産部安全農業推進課（R6.4～環境農業推進課に名称変更）

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 電話：043(223)2888

- ・千葉県環境生活部大気保全課

〒260-8667 千葉県千葉市中央区市場町1-1 電話：043(223)3802